

別添2 農泊推進型（農泊推進事業、人材活用事業及び農家民宿転換促進費並びに市町村・中核法人実施型及び農家民泊経営者等実施型）

第1 目的

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいいます。

令和5年3月に策定された「観光立国推進基本計画」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、さらに現在検討中である新たな「食料・農業・農村基本計画 骨子(案)」の議論において、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への誘客促進や、宿泊単価の向上に資する取組の推進に加え、インバウンドによる食関連消費の拡大を新たな政策の柱として位置づけられるといった方向性も示されています。

これらを踏まえ、今後の農泊の推進においては、これまで以上に食材・歴史文化・景観など農山漁村ならではの多様な地域資源を活用し、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増加や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

このため、引き続き農泊をビジネスとして実施するための実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるほか、専門家の活用や単価の引上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組における経営強化及び農泊施設の整備等に向けた取組を支援します。

第2 提案書の作成及び提出

1 応募に必要な書類

(1) 令和7年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）

(2) 提案書に添付する資料

事業ごとに添付資料が異なるため、提案する事業内容に応じて次のアからカまでに記載した書類を必ず提出してください。

ア 農泊推進事業「農泊地域創出タイプ」の事業を実施する場合の添付資料

(ア) 地域協議会が事業実施主体となる場合

a 実施要領案別記4の第1に定義する地域協議会（以下「地域協議会」という。）の設立を確認できる資料（提案書類の提出時点において地域協議会が設立されていない場合には、設立のための規約等の案を添付することも可能。また、「農家民泊経営者等実施型」の事業を併せ行う場合には、カの(ケ)の資料により替えるものとします。ただし、交付等要綱第5に規定する農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第6に規定する事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）の申請を行う時点までに、地域協議会を設立する必要があることに留意してください。）

b 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料

c 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

(イ) 地域協議会以外が事業実施主体となる場合

a 設立趣意書、定款、寄附行為、規約

- b 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料（設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料。）
 - c 提案者の過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）
 - d 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - e 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料
- イ **農泊推進事業「農泊地域経営強化タイプ」**の事業を実施する場合の添付資料
- (ア) 地域協議会の設立が確認できる資料
 - (イ) 提案者が開催した直近の総会等の資料及び予算・決算資料
 - (ウ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - (エ) 事業費の算出決定の根拠となる資料
 - (オ) 過去に国からの交付金を得て、農泊事業に取り組んだ内容が分かる資料
 - (カ) 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料
- ウ **人材活用事業「専門家タイプ」**の事業を実施する場合の添付資料
- どの様な専門的知識を有する専門家を受け入れるのか、また、専門家による活動内容やどの程度の頻度で取組を実施するのか具体的に確認できる資料
- エ **「農家民宿転換促進費」**の事業を実施する場合の添付資料
- 提案者が事業を実施する区域の存する市町村（都道府県）において定められている、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく簡易宿所の営業許可を取得するために最低限必要となる設備の整備内容が確認できる資料
- オ **「市町村・中核法人実施型」**の事業を実施する場合の添付資料
- (ア) 市町村が事業実施主体となる場合
 - a 収支計算様式（市町村・中核法人実施型）
 - b 費用対効果分析表（施設を新設する場合のみ添付する。）
 - c 施設の運用方針
 - d 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - e 整備対象施設又は予定地の現況写真、施設位置図及び計画施設平面図
 - f 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
 - g 地域の農泊の取組に係る収支計画
 - h 償還計画書等資金調達関係資料
 - i 施設及び土地の所有状況関係資料
 - j 施設整備に係る全体工程表
 - k 貸借による施設整備を行う場合には、施設及び土地に係る賃貸借契約書の写し（施設等の利用に対する同意書など賃貸借契約を締結する確実

性が確認できる書類でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までには契約を締結する必要があることに留意してください。)

- l 地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等案を添付することも可能。）が分かる資料
- m 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

(イ) 市町村以外が事業実施主体となる場合

- a 収支計算様式（市町村・中核法人実施型）
- b 費用対効果分析表（施設を新設する場合のみ添付する。）
- c 施設の運用方針
- d 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- e 整備対象施設又は予定地の現況写真、施設位置図及び計画施設平面図
- f 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
- g 地域の農泊の取組に係る収支計画
- h 償還計画書等資金調達関係資料
- i 施設及び土地の所有状況関係資料
- j 施設整備に係る全体工程表
- k 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約
- l 過去3年間の事業実績が確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合はその内容が確認できる資料。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料。）
- m 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）
- n 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- o 貸借による施設整備を行う場合、施設及び土地に係る使用貸借（市町村所有物件を整備する場合に限る。）契約書又は賃貸借契約書の写し（施設等の利用に対する同意書など賃貸借及び使用貸借契約を締結する確実性が確認できる書類でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までには契約を締結する必要があることに留意してください。)
- p 地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等案を添付することも可能。）が分かる資料
- q 金融機関等から借入れを行う場合には、借入れ計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入れ金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

- r 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料
- カ 「農家民泊経営者等実施型」の事業を実施する場合の添付資料
- (ア) 収支計算様式（農家民泊経営者等実施型）
 - (イ) 施設の運用方針
 - (ウ) 宿泊施設名及び経営者の氏名
 - (エ) 整備対象施設の現況写真、施設位置図及び計画施設平面図
 - (オ) 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
 - (カ) 連携体の農泊の取組に係る収支計画
 - (キ) 施設及び土地の所有状況関係資料
 - (ク) 施設整備に係る全体工程表
 - (ケ) 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済であること並びに事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていることが確認できる資料
 - (コ) 地域協議会と単一又は複数の農家民泊経営者等との協定の締結が確認できる文書（協定書等の案及び協定が確実に締結されることが確認できる資料でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までに契約を締結する必要があることに留意してください。）
 - (サ) 提案された事業を主導する地域協議会の代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - (シ) 各農家民泊経営者等の自己負担分の返済の見込み及び施設の運営能力を確認できる資料
 - (ス) 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（以下「連携体」という。）の構成員である各農家民泊経営者等が、提案時までに宿泊を提供していたこと及び農家民泊に該当することが確認できる資料（新規開業ではないことが確認できる資料。）
 - (セ) 地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用する場合には、地域の防災計画等に位置付けられる又は指定避難所等として指定されたこと（提案書類の提出時点において地域の防災計画等に位置付けられていない又は指定避難所等として指定されていない場合には、計画等を添付することも可能。）が分かる資料
 - (ソ) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入れ計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入れ金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
 - (タ) 「第3 審査の観点」のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨が分かる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判15ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙1の4～10を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 15 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消し

提案者が、提案書類の提出から過去 3 年以内に補助金適正化法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

第3 審査の観点

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

1 農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、人材活用事業及び農家民宿転換促進費並びに市町村・中核法人実施型及び農家民泊経営者等実施型

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
事 必 項 須	1	採択要件の確認	有無で判断	・第3の4 要件不備事由に該当しない。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着眼点内訳
共 通 事 項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳及び積算根拠は、明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個 別 事 項	1	合意形成の手法	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。
	3	地域資源の活用	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・従来からの観光資源に留まらず、古民家や地域食材及び地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。
	4	マーケティング手法等の有効性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。
	5	農林漁業者への裨益	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどのように寄与するのか明確にされているか。
	6	行政との連携の有無	5点	A : 5点 B : 1点 C : 3点 D : 1点 E : 0点	・市町村が事業実施主体に参画若しくは連携体として関わっているか、又は都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であるか。
小計		30点			

施策との関連等	1	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1つでも該当すれば3点	-	・中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合
		みどりの食料システムとの関連		-	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合
		「デジ活」中山間地域との関連		-	・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合
		二地域居住の推進に向けた取組との関連		-	・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である場合。
		農林漁業循環経済先導計画との関連		-	・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であるもの。
	2	地域再生計画との関連	1点	-	・地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合
	3	国土強靱化地域計画との関連	1点	-	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合
	4	地域おこし協力隊との連携	1点	-	・総務省の地域おこし協力隊（元隊員含む）を農泊の取組において活用する場合
	5	交付決定取消しの原因となる行為の有無	△15点	-	・過去3カ年に交付決定取消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

※4 農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）・人材活用事業のみの提案でも本審査基準を適用する。

2 農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）、人材活用事業及び農家民宿転換促進費並びに市町村・中核法人実施型及び農家民泊経営者等実施型

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
事 必 項 須	1	採択要件の確認	有無で判断	・第3の4 要件不備事由に該当しない。

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着眼点内訳
共 通 事 項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳及び積算根拠は、明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個 別 事 項	1	合意形成の手法	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。
	2	選定要件に係る取組の実現性	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・過去に実施した農泊推進事業で明らかになった地域の「強み」と「弱み」を踏まえた新たな取組になっているか。 ・単価の引き上げや経営コストの節減により高付加価値を目指す取組が検討されているか。
	3	地域資源の活用	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・従来からの観光資源に留まらず、古民家や地域食材及び地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。
	4	マーケティング手法等の有効性	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。
	5	農林漁業者への裨益	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどのように寄与するのか明確にされているか。
	6	行政との連携の有無	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・市町村が事業実施主体に参画若しくは連携体として関わっているか、又は都道府県ネットワーク組織を構築済みの都道府県において、当該組織に農泊地域として参画している団体であるか。
	小計		30点		

施策との関連等	1	インバウンドへの対応	15点	-	・「農泊インバウンド受入促進重点地域」の選定地域であるか。
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1つでも該当すれば3点	-	・中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合
		みどりの食料システムとの関連		-	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合
		「デジ活」中山間地域との関連		-	・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合
		二地域居住の推進に向けた取組との関連		-	・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である場合。
		農林漁業循環経済先導計画との関連		-	・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環パ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であるもの。
	3	地域再生計画との関連	1点	-	・地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合
	4	国土強靱化地域計画との関連	1点	-	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合
	5	地域おこし協力隊との連携	1点	-	・総務省の地域おこし協力隊（元隊員含む）を農泊の取組において活用する場合
	6	交付決定取消しの原因となる行為の有無	△15点	-	・過去3カ年に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

※4 農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）・人材活用事業のみの提案でも本審査基準を適用する。

3 市町村・中核法人実施型又は農家民泊経営者等実施型のみを実施する場合

番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
事 必 項 須	1 採択要件の確認	有無で 判断	・第3の4 要件不備事由に該当しない。

番号	評価項目	配点	評価	評価の着眼点内訳
共通 事項	1 事業の趣旨・目的の 理解度	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3~2点 D : 1点 E : 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した取組となっているか。
	2 事業実施による効果、 妥当性	10点	A : 10~9点 B : 8~7点 C : 6~3点 D : 2~1点 E : 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・整備内容、年度別計画、土地等の権利設定、資金確保は妥当なものとなっているか。
	3 事業の効率性・継続 性	10点	A : 10~9点 B : 8~7点 C : 6~3点 D : 2~1点 E : 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4 事業遂行のための実 施体制の妥当性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3~2点 D : 1点 E : 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計	30点		
個別 事項	1 合意形成の手法	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3~2点 D : 1点 E : 0点	・農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。
	2 農泊実施のための実 施体制の適格性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3~2点 D : 1点 E : 0点	・農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。
	3 地域資源の活用	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3~2点 D : 1点 E : 0点	・従来からの観光資源に留まらず、古民家や地域食材及び地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。
	4 マーケティング手法 等の有効性	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3~2点 D : 1点 E : 0点	・ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。
	5 農林漁業者への裨益	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3~2点 D : 1点 E : 0点	・農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどのように寄与するのか明確にされているか。
	6 行政との連携の有無	5点	A : 5点 B : — C : 3点 D : — E : 0点	・市町村が事業実施主体に参画若しくは連携体として関わっているか、又は都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であるか。
小計	30点			

施策との関連等	1	インバウンドへの対応	15点	-	・「農泊インバウンド受入促進重点地域」の選定地域であるか
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1つでも該当すれば3点	-	・中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合
		みどりの食料システムとの関連		-	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合
		「デジ活」中山間地域との関連		-	・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合
		二地域居住の推進に向けた取組との関連		-	・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である場合。
		農林漁業循環経済先導計画との関連		-	・みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組であるもの。
	3	地域再生計画との関連	1点	-	・地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合
	4	国土強靱化地域計画との関連	1点	-	・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合
	5	地域おこし協力隊との連携	1点	-	・総務省の地域おこし協力隊（元隊員含む）を農泊の取組において活用する場合
	6	交付決定取消しの原因となる行為の有無	△15点	-	・過去3年間に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る

※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が1つでもある場合は不合格となる。

※3 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

4 要件不備事由（審査対象外となるもの）

	要件不備該当事項	特に注意する内容
対象全般	取組実施地域の全部又は一部が実施要領別表1「対象地域」の(1)～(14)の地域に含まれていない	
	事業実施主体が実施要領別表1「事業実施主体」に該当しない	市町村・中核法人実施型又は農家民泊経営者等実施型の単独提案の場合、地域協議会が存在していないと「地域協議会の中核となる法人」に該当しない
	提案書の提出に必要な添付書類一覧に記載されている提出書類が添付されていない（添付できない適正な理由が未添付）	
農泊推進事業		
(1) 農泊地域創出タイプ	これまで農泊推進事業を実施している	取組エリア・構成員・事務局・取組内容等がほぼ同一であり、既存取組地域と区分、整理ができていない
(2) 農泊地域経営強化タイプ	農泊推進事業（農泊地域創出タイプ）、市町村・中核法人実施型もしくは農家民泊経営者等実施型を実施し完了した地域ではない	
	令和6年度末までに農山漁村振興交付金のうち、農泊に係る個別地域向けの各事業を実施・完了した地域協議会ではない	
	これまでに農泊推進事業で取り組んでいない新たな取組となっていない	
	地域協議会内の宿泊・食事・体験等のコンテンツに係る料金単価の引き上げがみられない	
人材活用事業		
(1) 研修生タイプ	提案内容が研修生の活用ではない	構成員の活用が含まれている
	雇用する人材が地域おこし協力隊の地域要件と被っている	
(2) 専門家タイプ	提案の内容が地域が有する課題解決のために必要な専門的知識を持った専門家の活用ではない	構成員の活用が含まれている
	地域が有する課題解決に必要な専門的スキルが不明である	
農家民宿転換促進費	旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可に最低限必要となる施設の整備に係る経費が適切に積算されていない。また、要望額が最低限必要となる整備に係る経費の1/2以内となっていない	
市町村・中核法人実施型	事業実施期間内に竣工する見込みがない	2年間で竣工するとなっていない（工事完了しても営業開始とならない）
	各事業年度の施工内容が明らかではなく、年度ごとの事業費が明確に分けられていない	施工スケジュールは2年間となっているが、経費の内訳が1年間となっている
	賃貸借で整備する場合、賃貸借契約が確実に行われる見込みがない（必要書類が添付されていない）	賃貸借契約の内容が、使用内容、改修内容、利用者、契約年数の制限等が設けられ、農泊の取組が見込めない
	賃貸借整備物件ではない（賃貸借契約で整備する施設が、遊休施設を宿泊施設として改修するものではない）	施設を取得する場合は、宿泊施設以外の利用（カフェ、体験）が可能であるが、賃貸借の場合は宿泊施設の利用に限定となっていない
	これまで農家民泊経営者等実施型の施設整備事業を実施している	
	要望額が国費の1地域あたり上限額を超えている（特に施設整備事業追加提案の場合）	
農家民泊経営者等実施型	農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みではない、又は、協議会及び法人が設立されているが、事業実施区域内での宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていない	
	事業実施期間内に竣工する見込みがない	1年間で竣工するとなっていない（工事完了しても営業開始とならない）
	旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可に最低限必要となる施設の整備であるかが明確ではない（質の向上以外の場合）	老朽化に伴う改修は質の向上ではない（バリアフリーとか手摺り設置等が可能）
	施設、土地を所有していない（所有していない場合、所有とみなすことができる合理的な理由がない）	
	これまで市町村・中核法人実施型の施設整備事業を実施している	
	要望額が国費の1地域あたり上限額を超えている（特に施設整備事業追加提案の場合）	